

全国学力・学習状況調査を活用した
専門的な課題分析に関する調査研究
(全国学力・学習状況調査のC B T化に向けた試行・検証)

仕様書

- B. 全国学力・学習状況調査におけるデータ利活用高度化及び多様な児童生徒の参加状況に関する分析

令和8年10月21日
文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室

1. 事業名

学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究（全国学力・学習状況調査の CBT 化に向けた試行・検証）

2. 目的

教育施策の検証や学習指導の改善を図る上で、全国学力・学習状況調査の結果の分析・活用を行うとともに、調査の質の更なる向上を図ることが重要である。そこで、本事業では、全国学力・学習状況調査についてより詳細な専門的分析を行う。

3. 委託先

本事業の委託先は、教育委員会及び教育・データ分析に関し専門的な知見を有する大学等の研究機関や企業等の法人格を有する団体とする。

4. 調査研究のテーマ及び事業規模

テーマは以下 1 件（B）の調査研究事業である。事業規模については 26,000 千円（税込）を上限とする。

B. 全国学力・学習状況調査におけるデータ利活用高度化及び多様な児童生徒の参加状況に関する分析

5. 調査研究の内容

5-B-1 調査研究の概要

令和 7 年度から全国学力・学習状況調査の教科に関する調査（以下「教科調査」という。）へ CBT を順次導入しており、令和 9 年度からは、小中学校ともに全教科で CBT 化を予定している。「EBPM アクションプラン 2025」「改革実行プログラム 2025」（令和 7 年 12 月：経済財政諮問会議）では、全国学力・学習状況調査の関連項目間の関係を分析することや、CBT・IRT の導入を機に学力・学習状況の基盤となるデータを抜本的に充実させること、調査データの利活用を促進することが規定された。

このため、本調査研究では、全国学力・学習状況調査データを用いた政策的に有用な分析手法の検討・実証、地方自治体における調査データの活用状況の把握及び多様な児童生徒の調査への参加状況の分析を行う。以下の①～③について、文部科学省や国立教育政策研究所からの指示を踏まえながら試行・検証を行い、報告書にまとめること。

5-B-2 調査研究に関する具体的業務

① 全国学力・学習状況調査データを用いた多面的な分析手法及び結果公表の試行・検証

全国学力・学習状況調査において、教科調査、児童生徒質問調査、学校質問調査等の複数の調査項目間の関係をより多面的に把握し、教育政策及び学校現場に有用な知見を得るとともに、今後の分析・結果公表の高度化につなげるため、以下の（１）～（３）により調査・分析を行うこと。

(1) 現代的な教育課題に関する先行研究の整理及び研究課題の設定

近年の教育をめぐる社会的・政策的課題のうち、全国学力・学習状況調査のデータを用いて検討することが有用と考えられるテーマについて、国内外の先行研究及び PISA・TIMSS 等の国際調査における分析事例等を調査するとともに、研究者へのヒアリングを実施する。

対象とするテーマとして、SNS・インターネット利用と学力との関係については、学習時間等の関連要因も考慮しながら検討すること。また、低学力層の学習・生活実態やその背景要因に関する分析を重点的な研究課題として位置付ける。このほかに、主体性や熱意、不登校、読書時間の減少、家庭での子どもと関わる時間の減少、子どもの自殺、学習方略、自己調整、AI 利用などのテーマは追加の検討テーマとして提案できるものとする。

先行研究の整理に当たっては、各テーマについて、どのような研究課題が設定され、どのような要因間の関係が検討されているか、また、これまでにどのような知見が得られているかを整理するとともに、全国学力・学習状況調査のデータを用いて検討可能な課題について整理すること。

(2) 全国学力・学習状況調査データを用いた多変量解析の試行・検証

上記(1)の調査結果を踏まえ、全国学力・学習状況調査のデータを用いて、複数の調査項目間の関係をより多面的に把握するための多変量解析を試行する。

具体的には、全国学力・学習状況調査において検討する意義があると考えられる研究課題を複数設定し、それぞれの研究課題に応じて、重回帰分析、共分散構造分析、マルチレベル分析、多母集団同時分析、クラスター分析等の多変量解析を実施する。ただし、必ずしも独自の研究課題を設定する必要はなく、先行研究の再現を行うことも考えられる。

分析に当たっては、全国学力・学習状況調査の児童生徒及び学校等のデータ構造や調査項目の特性を踏まえること。また、各分析について、分析結果から得られる知見、分析上の課題及び留意点等を整理するとともに、学校現場や教育政策への活用可能性、今後の全国学力・学習状況調査における分析・結果公表への応用可能性について検討すること。

(3) 今後の分析及び結果公表への応用可能性の検討

(1)～(2)の結果を踏まえ、全国学力・学習状況調査において、単純集計や二変量間の関係を示す分析に加えて、多変量解析等を用いた分析結果を今後継続的に公表する場合の意義、課題及び留意事項を整理する。

その際、PISA、TIMSS 等における分析・結果公表の事例も参考としつつ、どのような分析結果が国民、教育委員会、学校等にとって有用か、高度な統計分析の結果をどのように分かりやすく提示するか、統計的関連を因果関係として誤解させないためにどのような説明が必要か等について検討し、今後の全国学力・学習状況調査における分析・結果公表の在り方について具体的に提案すること。

② 地方自治体が独自に実施している学力調査等に関する事例収集

令和6年12月及び令和7年11月に実施した「教育委員会アンケート」の2年分の調査結果を基に、地方自治体における全国学力・学習状況調査及び独自の学力調査の結果データの活用状況等を分

析する。その際、兩年度で比較可能な項目については、独自の学力調査の実施状況や CBT 化の状況、結果データの活用状況等の経年変化を分析するとともに、令和 7 年度に追加・拡充された項目については、結果返却の早期化による効果、結果データの分析・活用の目的や課題、独自の学力調査の実施理由や全国学力・学習状況調査との連携状況等を分析する。

また、特徴的な取組を行う教育委員会について必要に応じてヒアリングを行い、全国学力・学習状況調査の CBT・IRT 化を踏まえた、各自治体が独自に実施する学力調査との連携、現在の各自治体でのデータ利活用状況に関する課題及び国に求められる支援方策について取りまとめること。

【参考：教育委員会アンケート調査項目】

・令和 6 年度（令和 6 年 12 月実施）

https://www.mext.go.jp/content/20241126-mxt_chousa02-0000000036913.pdf

・令和 7 年度（令和 7 年 11～12 月実施）

https://www.mext.go.jp/content/20251208-mxt_chousa02-000043165-02.pdf

③ 支援が必要な児童生徒の参加状況に関する分析

全国学力・学習状況調査における長期欠席児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等の調査への参加状況を把握し、必要な支援策の検討・充実につなげることを目的として、令和 7 年 5 月に学校及び教育委員会を対象として実施した実施後アンケート（学校については匿名）の結果を分析し、不登校児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等の調査への参加状況や、参加に当たっての課題、必要な支援等について整理する。なお、実施後アンケートの具体的な調査項目については、仕様書別紙に掲載する令和 7 年 5 月 13 日付け事務連絡「令和 7 年度全国学力・学習状況調査」実施後アンケートについて（依頼）」を参照すること。

具体的には、当該アンケートの回答結果を用いて、支援が必要な児童生徒の調査への参加状況、調査への参加を困難にする要因、調査実施に当たって行われた支援や配慮の状況等について集計・分析するとともに、必要に応じて複数の調査項目間の関係についても分析する。

その上で、不登校児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等について、CBT 化によって調査参加の可能性を高めるための方策、調査実施上必要となる支援及び配慮、並びに今後継続的に把握すべき事項について整理し、今後の全国学力・学習状況調査の実施方法及び支援方策について具体的に提案すること。

5-B-3 データの貸与

分析・検証に必要となる全国学力・学習状況調査の調査データについては、文部科学省から必要なものを貸与する。また、受託者が提案する調査研究の内容に応じて、文部科学省が保有するローデータのうち必要なものを貸与する。

5-B-4 成果物の納品

事業全体に関する検証の結果の報告書、当事業内で実施した分析の結果等、本調査研究の成果物一式をまとめ、事業終了までに電子媒体（DVD-R×1 セット）で納品し、文部科学省が指定した方

法で電子媒体を提出すること。

6. 調査（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月31日

7. 報告期限

最終報告書等 令和9年3月31日

8. 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室

9. 応札者に求める要求要件等

9-1 要求要件の概要

- ① 本事業に係る応札者に求める要求要件は、「9-2 要求要件等の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と、必須以外の要求要件がある。
- ③ 必須の要求要件については、「9-2 要求要件等の詳細」で「(※)」を付した項目であり、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ なお、「9-2 要求要件等の詳細」で「(◎)」を付した項目については、提案内容等に応じて加点する。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

9-2 要求要件等の詳細

I 事業の実施方針

I-1 事業内容の妥当性

I-1-1 (※) 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。

I-1-2 (※) 提案された実施方法、調査・分析方法は、国における活用が期待できること。

I-2 実施方法、調査・分析方法の妥当性、具体性

I-2-1 (※、◎) 実施方法や調査・分析方法が妥当であること。（実施方法や調査・分析方法に妥当性を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）

I-2-2 (※、◎) 実施方法や調査・分析方法が具体的であること。（実施方法や調査・

分析方法をより具体化するための工夫があればその内容に応じて加点する。)

I－3 事業の成果

- I－3－1 (※、◎) 仕様書記載の実施内容や調査・分析内容に即した成果が見込めること。(実施方法や調査・分析方法に成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。)

I－4 作業計画の妥当性

- I－4－1 (※) 作業の日程・手順等に無理がなく、本事業目的に沿った実現性があること。
I－4－2 (※) 事業期間に、文部科学省と必要な協議・調整を行うことになっていること。

II 事業の実施体制

II－1 組織の事業実施能力

- II－1－1 (※、◎) 業務を遂行する人員が確保されていること。(円滑な事業遂行のための体制の工夫があれば加点する。)
II－1－2 (※、◎) 専門的な知識・知見がある有識者が加わっていること。(実施内容や調査・分析内容に関して特に実績を有する有識者が加わっていれば加点する。)
II－1－3 (※、◎) 事業内容に関する専門的な知見・人的ネットワーク・情報収集能力を有していること。(事業内容に関して特に実績のある専門的な知見・人的ネットワーク・情報収集能力を有していれば加点する。)

II－2 情報セキュリティ

- II－2－1 (※) 事業全体を通じて、個人情報や機密情報の適切な管理を行うよう情報セキュリティに関して必要な措置を講ずるようになっていること。

III その他

III－1 独自の提案

- III－1－1 (◎) 本調査研究のより効果的な実施のため、文部科学省が認める場合は、「5. 調査研究の内容」の範囲内で、独自の提案に基づき実施、調査・分析を行うことができる。その場合は、独自の提案に基づく具体的な内容を技術提案書において明らかにすること。(本調査研究のより効果的な実施に資する提案であれば加点する。)

IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

IV－1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

Ⅳ－１－１（◎） 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

V 賃上げを実施する企業に関する指標

V－１ 賃上げの表明 以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする※１）。

V－１－１（◎） 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

V－１－２（◎） 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１ 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２ 中小企業とは、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 66 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項に規定される、資本金等の額等が 1 億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検収

発注者は、受注者が納入した成果物につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

11. 守秘義務

受注者は、本調査研究業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査研究業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査研究業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって提出した内容と異なる状況となった場合には、速やか

に発注者に届け出ること。

1 3. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ V-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。
- ・ V-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることになるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6. 協議事項

事業の実施に当たっては、事前に、文部科学省と協議の上で行うこと。また、やむを得ない事情により、スケジュールや事業内容等に一定の変更が生じた場合は、文部科学省と協議の上、対応すること。

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。